

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101143号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100044号

## 第1 結論

平成2年\*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年\*月  
② 平成19年1月から同年6月まで

私は、これまで8回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、毎月納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年\*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで8回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間①及び②の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100368号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100148号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成18年7月  
③ 平成19年7月

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明であり、請求期間②及び③については、訂正請求記録の対象者に賞与を支給していないと回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間①、②及び③に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101048号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100149号

## 第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社は平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成21年4月24日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は当該期間に係る資料がない旨回答している。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するB町役場の担当者は、保存期限経過のため、請求期間①から④までに係る社会保険料控除額を確認できる資料はない旨陳述しており、請求者はC銀行D支店が賞与の振込先であった旨陳述しているところ、同行同支店は当該期間に係る取引明細は、保存期限経過のため調査はできない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101049 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100150 号

### 第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第 2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月  
② 平成 16 年 12 月

年金事務所から、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は平成 18 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成 21 年 4 月 24 日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は当該期間に係る資料がない旨回答している。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するB市役所の担当者は、保存期限経過のため、請求期間①及び②に係る社会保険料控除額を確認できる資料はない旨陳述しており、請求者はC銀行D支店が賞与の振込先であった旨陳述しているところ、同行同支店は当該期間に係る取引明細は、保存期限経過のため調査はできない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101050 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100151 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社は平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成21年4月24日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は請求期間に係る資料がない旨回答している。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するB市役所の担当者は、保存期限経過のため、請求期間に係る社会保険料控除額を確認できる資料はない旨陳述しており、請求者はC銀行D支店が賞与の振込先であった旨陳述しているところ、同行同支店は請求期間に係る取引明細は、保存期限経過のため調査はできない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101054号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100152号

## 第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社は平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成21年4月24日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は当該期間に係る資料がない旨回答している。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するB市役所の担当者は、保存期限経過のため、請求期間①から④までに係る社会保険料控除額を確認できる資料はない旨陳述しており、請求者はC銀行D支店が賞与の振込先であった旨陳述しているところ、同行同支店は当該期間に係る取引明細は、保存期限経過のため調査はできない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。